

## 職業能力開発局関係



## 職業能力開発局所管の分科会における審議状況

(平成 27 年 5 月 14 日以降)

### ○専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて【別紙 1】

現在文部科学省で検討されている「職業実践力育成プログラム」認定制度等を踏まえ、専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて審議した。

### ○2014 年度の実績評価・2015 年度の年度目標【別紙 2】

2014 年度の年度目標に係る評価及び 2015 年度の目標設定について、平成 27 年 7 月 23 日に開催された第 90 回職業能力開発分科会において審議した。今後は委員からのご意見を踏まえ、内容が確定し次第、公表する。

#### 【参考】 分科会開催実績

- ・ 職業能力開発分科会 7/23

## 専門実践教育訓練の指定基準の見直しに係る論点

(別紙1)

- 専門実践教育訓練が、より幅広い地域や職種、非正規雇用労働者、子育て女性等を含めたより幅広い対象者に活用されるよう、プログラムの充実が必要ではないか。
- 一方で、専門実践教育訓練の給付率が高く、中長期的キャリア形成の観点から成果発揮が期待されること等を踏まえると、対象とするプログラムの質の担保が重要ではないか。
- こうした中で、現在、文部科学省で検討されている「職業実践力育成プログラム」について、中長期的なキャリア形成に資するかどうかといった観点から検討を行った上で、一定の質を満たすものについて、専門実践教育訓練の対象としてはどうか。その際の具体の基準のあり方について、どう考えるべきか。
- このほか、現行制度においては対象とされていないプログラム等のうち、中長期的なキャリア形成に資すると考えられ、他の対象課程の類型と同等の水準を満たすものについて、新たに対象とすることを含めて検討する必要があるのではないか。その際の資格や講座の質を担保する具体の基準等について、まずは有識者等により専門的見地から検討を行い検討の枠組みや課題を整理する必要があるのではないか。

# 専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて(イメージ案)

## 1 指定基準の基本的な考え方

非正規雇用労働者である若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練

- 就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練
- その効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練

## 2 訓練内容に関する基準

①課程レベル、②講座レベルの2段階で指定の可否を判断。

- (1) **業務独占資格又は名称独占資格のうち、いわゆる養成施設の課程**(期間は、1年以上3年以内でかつ取得に必要な最短期間)  
(講座レベル) 受験率、合格率及び就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (2) **職業実践専門課程**(期間は、2年)  
(講座レベル) 就職・在職率の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの
- (3) **専門職大学院**(期間は、2年以内(資格取得につながるものにあつては、3年以内で取得に必要な最短期間))  
(講座レベル) 就職・在職率、大学等の認証評価、定員充足率等の実績からみて当該訓練に十分な効果があると認められるもの



(4) **職業実践力育成プログラム(正規課程及び履修証明プログラム)**

(期間は、2年以内かつ一定時間数以上。中長期的キャリア形成にするものに限る。)

(講座レベル) 他類型と同様の就職・在職率等を設定

(5) (1)～(4)の類型と同等の水準を満たすものであつて、特に中長期的なキャリア形成に資すると考えられるもの

(具体的な基準等について、今後さらに検討が必要。)

# 「職業実践力育成プログラム」認定制度について(概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ  
(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

○ 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や地域を高める機会を拡大するため、社会人向けのコース設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

提言を受け、文部科学省「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」において、認定要件等を検討

## 要件設定(案)

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な学び直しプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定

## 【目的】

・ プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラム(120時間以上)

対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表

対象となる職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得出来る教育課程  
総授業数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている

①実務家教員や実務家による授業 ②双方向若しくは多方向に行われる討論  
③実地での体験活動 ④企業等と連携した授業

受講者の成績評価を実施

教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築

週末開講等、社会人が受講しやすい工夫の整備

本プログラムの認定により①社会人の学び直し選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

# 専門実践教育訓練の対象として追加を検討しているプログラムの位置付け(イメージ図)

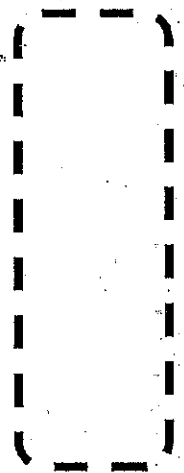
## 教育訓練

資格取得に着目

公的資格

(1) 業務独占資格・  
名称独占資格のうち  
養成施設の課程  
(989)

公的資格以外  
(いわゆる「民間資格」)



学校教育法に  
基づく課程に着目

(2) 職業実践専門課程  
(531)

(3) 専門職大学院  
(71)

(4) 職業実践力  
育成プログラム



追加対象(案)

中長期的なキャリア形  
成に資する専門的かつ  
実践的な教育訓練

※ その他、(1)～(4)の類型と同等の水準を満たすと考えられるものについて、追加の検討

注 ( ) の数字は27年4月時点の指定講座数。

## 具体の指定基準について(案)

### 職業実践力育成プログラム

#### 課程レベルの要件

○「日本再興戦略」改訂2015における「職業実践力育成プログラム」認定制度(中略)の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様な弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る」との方針を踏まえ、以下の要件を満たすプログラムを新たに対象としてはどうか。

- ① 大学、大学院、短期大学又は高等専門学校における正規課程又は履修証明プログラムのうち、文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであること
- ② 正規課程にあつては1年以上2年以内、履修証明プログラムにあつては120時間以上かつ2年以内であること
- ③ 中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準に該当すること

#### 講座レベルの要件

○ 大学院における正規課程にあつては訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績、それ以外の教育訓練にあつては訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものを対象としてはどうか。



## 2014年度 職業能力開発分科会における目標と実績評価について

項目	2014年度目標	2014年度実績
①ニートの縮減(サポステによるニート等の就職等進路決定者数)※1	20,000人	20,106人
②ジョブ・カード取得者数 ※2	23.2万人 (新規取得者数)	19.1万人(速報値) (新規取得者数)
③公共職業訓練(離職者訓練)(終了3ヶ月後の就職率)※3	施設内訓練:80% 委託訓練:70%	施設内訓練:82.9% 委託訓練:72.5% (速報値)
④求職者支援制度による職業訓練(終了3ヶ月後の就職率)※4	基礎コース:55% 実践コース:60%	基礎コース:51.7% 実践コース:55.9% (速報値)
⑤自己啓発を行っている労働者の割合※5	正社員:50% 非正社員:25%	正社員:43.3% 非正社員:16.4%

※1 当該年度の就職等進路決定者数

※2 ハローワーク等で登録キャリア・コンサルタントがジョブ・カードを交付した数

※3 ・2014年度実績は、2015年1月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績、委託訓練は、2014年12月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績

・公共職業訓練の就職率=就職者数÷修了者数

※4 ・2014年度実績は、2014年度中に開講し、2014年10月末までに終了したコースの訓練終了3か月後の実績

・基礎コース:就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援制度による職業訓練の修了者等(次の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

・基礎コースの就職率=就職者数÷(修了者数-次訓練受講中・次訓練受講決定者数)

・実践コース:就職率は、目標設定年度に開始した求職者支援制度による職業訓練の修了者等に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

・実践コースの就職率=就職者数÷修了者数

※5 【厚生労働省「能力開発基本調査」】常用労働者30人以上を雇用する事業所より無作為に抽出した事業所に雇用される常用労働者から、無作為に抽出した常用労働者のうち「自己啓発を行った」と回答した者の割合であり、平成26年度調査の結果(調査対象年度:平成25年度)

### ① ニートの縮減(サポステによるニートの就職等の進路決定者数)について

サポステの支援による就職等進路決定者数は、2014年度の目標20,000人に対して、実績は20,106人となり、目標を上回る実績となった。

目標を達成することができた主な要因は、サポステの職員に対する研修や業務指導の実施、好事例の共有を図ったこと等によりサポステ事業全体の質が向上したためと考えられる。

今年度も、引き続きサポステ職員に対する研修等を通じてサポステ事業全体のさらなる質の向上を図るほか、サポステ事業を広く普及させるため周知・広報を積極的に行う。

### ② ジョブ・カード新規取得者数について

ジョブ・カード新規取得者数は、2014年度の目標は2013年度の実績に対して約1割増と

しているが、2014年度の実績は速報値で前年同期比5.9%減となっており、目標の達成は困難な状況である。

この要因としては、2013年度と比較して、職業訓練受講者以外の者におけるジョブ・カードの活用は増加したものの、若者チャレンジ訓練の新規訓練開始の終了、求職者支援訓練の受講者の減少等により、職業訓練の受講に伴うジョブ・カード取得者が減少したためと考えられる。

今年度は、雇用型訓練の更なる促進を図るとともに、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリアプランニング」及び「職業能力証明」のツールとなるよう見直し、訓練受講者に限らず一般求職者、在職者、学生等に対しても、ジョブ・カードの更なる普及を図る等、目標達成を目指し取組を進めていく。

### ③ 公共職業訓練（離職者訓練）の就職率について

公共職業訓練（離職者訓練）の就職率は、2014年度の目標は施設内訓練が80%、委託訓練が70%に対して、実績（速報値）は施設内訓練が82.9%、委託訓練が72.5%となっており、目標を上回る実績となった。

年度目標を上回った主な要因は、求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組の推進が有効であったためと考えられる。

今年度も、引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、訓練実施機関・ハローワーク等との連携による就職支援等の取組を実施する他、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」の活用推進等、訓練の質の確保や訓練効果の維持・向上を図る。

### ④ 求職者支援制度による職業訓練の就職率について

求職者支援制度による職業訓練の就職率は、2014年度の目標は基礎コースが55%、実践コースが60%に対して、2014年10月までに終了した訓練コースの終了3ヶ月後の実績（速報値）は、基礎コースが51.7%、実践コースが55.9%であり、基礎コース・実践コースともに目標をやや下回っているが、年度前半に開講したコースの値であり、就職支援をより一層強化することで、目標水準に達することが期待できると考えられる。

今年度も、引き続き求人・求職者のニーズに合致した訓練の設定、ハローワークとの連携による就職支援の取組を実施する等、目標達成を目指し取組を進めていく。

### ⑤ 自己啓発を行っている労働者の割合について

自己啓発を行っている者の割合は、2014年度の目標は正社員が50%、非正社員が25%に対して、実績は正社員が43.3%、非正社員が16.4%となっており、目標を下回る実績となった。

年度目標を下回った主な要因は、「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」とした労働者が多いことが考えられる。

今年度は、企業による労働者の自己啓発を支援するキャリア形成促進助成金等のメニューや教育訓練給付制度の活用促進を図るとともに、労働者の自己啓発の時間の確保を図る等の観点からのキャリア形成促進助成金の拡充や、より多様な層が受講可能となるような教育訓練給付の対象メニューの整備について検討していく。併せて、キャリアコンサルティングの推進のため、引き続き体制の整備等を実施していく。

## 目標一覧（2015年度）

項目	2014年度実績	単年度目標 (2015年度)	中期目標値 (2020年)
①ニートの縮減 (サポステによる ニート等の就職者数)	20,106人 ※就職等進路決定者 数	17,000人 ※就職者数 (参考 就職等進路決 定者数 20,000人)	10万人(就職等進路決定 者数) ※2011年度～2020年度の 10年間の累計 (参考:2014年度までの 総計 66,686人)
②ジョブ・カード取得者数	19.1万人 ※新規取得者数 (速報値)	23.2万人 ※新規取得者数	300万人 ※2008年度～2020年度の 13年間の累計取得者数 (参考:2014年度までの 累計取得者数 128.0万人 (速報値))
③公共職業訓練(離職者 訓練)の就職率	施設内訓練:82.9% 委託訓練:72.5% (速報値)	施設内訓練:80% 委託訓練:70%	施設内訓練:80% 委託訓練:65%
④求職者支援制度による 職業訓練の就職率	基礎コース:51.7% 実践コース:55.9% (速報値)	基礎コース:55% 実践コース:60% (2014年度以降は雇 用保険適用就職率)	—

○ サポステによるニート等の就職者数:地域若者サポートステーション利用者の雇用保険被保険者資格を取得し得る就職者数

○ ジョブ・カード取得者数:ハローワーク等で登録キャリア・コンサルタントがジョブ・カードを交付した数

○ 公共職業訓練の就職率:就職率は、目標設定年度の離職者訓練の修了者等(1か月以下のコースは除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

$$\text{公共職業訓練の就職率} = \text{就職者数} \div \text{修了者数}$$

○ 求職者支援制度による職業訓練の就職率:就職率は、求職者支援訓練の修了者等(基礎コースは、他の訓練受講中の者及び受講が決定した者を除く。)に占める、訓練終了3か月後までに就職している者の割合

$$\text{基礎コースの就職率} = \text{就職者数} \div (\text{修了者数} - \text{次訓練受講中} \cdot \text{次訓練受講決定者数})$$

$$\text{実践コースの就職率} = \text{就職者数} \div \text{修了者数}$$

